

群馬東部水道企業団水道用材料審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 群馬東部水道企業団で使用する水道用材料の承認に係る審査を行うため、群馬東部水道企業団水道用材料審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(材料の定義)

第2条 水道用材料は、次の掲げる各号の材料とする。

- (1) 水道施設材料 導送配水管及び当該管をもって管網としての機能を満たすために必要な材料、かつ水道水の水質を維持するために必要な材料
- (2) 給水装置材料 配水管から水道メーターの一次側までの給水管、その継手及び止水栓類並びにメーターボックス類
- (3) 修繕材料類 水道用施設材料及び給水装置材料の補修材
- (4) その他埋設等材料類 (1)、(2)の埋設状況等が確認できる材料及びその他維持管理が容易となる材料

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる各号を審査し、決定する。

- (1) 水道用材料の承認に関すること。
- (2) 承認した水道用材料の承認取消しに関すること。
- (3) その他水道用材料に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、水道技術管理者をあて、委員は、職員のうちから水道技術管理者が指名する。

(委員長の職務及び代理)

第5条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(定足数及び表決)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等)

第8条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見又は説明を徴することができる。

(部会)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会の構成その他については、委員長が定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、工務課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。